# 消費者スマイル基金ニュース(第48号)

## ●第10回助成事業募集のお知らせ!(6/24締切)

このたび、第10回助成事業の募集を開始しました。対象となる活動をされている団体の皆様からの申請をお待ちしています。

今回、より多くの団体の皆様の活動を支援するために、「適格消費者団体が裁判外の差止請求について公表した場合の差止請求関係業務」に対し助成することを追加しております。

第10回助成事業の詳細については、下記消費者スマイル基金のホームページをご覧ください。

https://www.smile-fund.jp/subsidy/

### ●消費者裁判特例法改正案が成立しました!



「消費者契約法・消費者裁判手続特例法」の改正法案「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」が5月25日参議院本会議で可決・成立しました。改正消費者裁判手続特例法(以下、改正特例法)では、新たに「消費者団体訴訟等支援法人」について規定されました。消費者スマイル基金として同法人の認定を目指すことを念頭に、諸課題について検討開始することを理事会で確認しました。具体的には、次期通常総会にご提案する予定です。引き続きご支援、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

※「消費者団体訴訟等支援法人」については、消費者庁の検討会において、つぎのような趣旨で提案され、 今回の改正特例法に規定されました。

「消費者団体訴訟制度(被害回復)は現時点において、自立的なサイクルが回り出す前の未だスタートアップの途上にあり、制度のスタートアップを加速して自立的サイクルが機能する状態に速やかに導くべく、強力な梃入れのための支援が必要であるとともに、将来に向けて、制度の持続性を保つための環境整備を行うことが必要となる。(中略)」

上記各課題に総合的に対応する方策として、消費者団体訴訟制度の実効的な運用を支える第三者的な主体を法的に位置付ける指定法人制度を導入することが考えられる。

#### ●寄付のお願い

NPO 法人消費者スマイル基金は、設立 5 年目を迎えました。2020 年度は、個人会員 80 名、団体会員 77 団体(賛助会員含む)、寄付金総額 462,280 円となりました。改めましてご支援をいただきました皆様に感謝申し上げます。

2年間に及ぶコロナ禍の影響は大きく、助成先の団体でも、従来通りの活動が進めにくい状況にありましたが、現在は着実に歩みを進めています。

全国で頑張っている団体の皆様へ、寄付はこちらから・・・

https://www.smile-fund.jp/donation/

#### 【連絡先】NPO法人消費者スマイル基金 事務局

TEL 03-5216-7767

FAX 03-5216-6036

e-mail consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp

URL http://www.smile-fund.jp/

